

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化を発信する空間メインシアター修繕業務		
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課		
選 定 事 業 者	パナソニックコネクト（株）		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、地下鉄さっぽろ駅南北線構内の「アイヌ文化を発信する空間」において、メインシアターとして設置する9面マルチモニターのうち、故障した3台の修繕を行う業務である。 この9面マルチモニターは、パナソニック製55V液晶ディスプレイ（TH-55VF1HJ）を使用しており、その修繕を行うに当たっては、当該製品の内部構造を含めた専門知識を有し、修繕用の専用部品を手配することができ、かつ、部品交換及びシステム診断等の高度な技術を有する事業者である必要がある。 選定事業者は、パナソニックのグループ会社として、パナソニック製品の施工、保守、メンテナンス等を行う事業者であり、当該業務を履行できる唯一の事業者である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該選定事業者を相手方とする特定随意契約とする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和5年2月21日		